

指定管理者募集要項

令和7年12月

豊前市

1 指定管理者の募集

豊前市では、民間の様々な経営ノウハウや管理運営能力を活用し、サービスの充実と運営の効率化による経費の節減を目指すため、指定管理者制度を導入しています。今回、一部施設の指定管理者の指定期間が満了することに伴い、豊前市山村振興施設の設置目的達成に意欲があり、市民に喜ばれるサービスを目指す指定管理者を募集します。

2 募集内容

(1) 公の施設の概要

施設名	所在地	担当部署
総合交流促進施設	篠瀬57番地2	商工観光課 観光物産係

(概要・位置図は別紙のとおり)

(2) 申請受付期間

令和7年12月25日（木）～令和8年1月30日（金）

(3) 利用料金に関する事項

指定管理者は豊前市山村振興施設の設置及び管理に関する条例に則り施設利用料金を徴収し、収入として收受できます。（条例については別紙のとおり）

(4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

(5) 指定管理料

指定管理料については会計年度（4月1日～翌年3月31日まで）1,200万円を上限として支払います。

支払時期、方法については協定にて定めます。

(6) 申請の資格

①応募資格

- ・団体であること。（個人による応募はできません。）
- ・本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発

生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。

- ・該当施設の設置目的を理解し、その達成への熱意があり、管理運営業務に精通し知識・経験が豊富なもの。
- ・現指定管理者と施設および業務の引継ぎについて、事前協議に応じることができるもの。

②応募者の制限

次に該当する団体（構成団体を含みます。）は、応募者となることができません。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する団体。
- (イ) 直近2年間に国税又は地方税の滞納のある団体。
- (ウ) 豊前市から指名停止処分を受けている団体。
- (エ) 豊前市長及び豊前市議会議員本人が経営に係る団体。
- (オ) 暴力団、又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体。
- (カ) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な経営能力を有していないもの。
- (キ) 宗教活動又は政治活動を主たる活動とする団体。

（7）選定の基準

- (ア) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (イ) 該当施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (ウ) 該当施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (エ) 該当施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しております、又は確保できる見込みがあること。
- (オ) その他施設の設置目的に沿うものであること。

3 指定管理者の指定の申請

指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を申請受付期間内に提出して下さい。

（1）指定管理者指定申請書【様式1】 ※以下の書類を添付して下さい。

①対象施設の事業計画書及び収支計画書

※事業計画書は前述の（7）選定の基準を満たした内容で作成してください。

②定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

③法人にあっては当該法人の登記事項証明書

※法人格のない団体にあっては、その構成状況を表す書類

④経営状況に関する書類（直近の会計年度のものを添付してください。）

※商法人は、貸借対照表及び損益計算書その他の団体は、収支計算書

⑤納税証明書（直近の国税・都道府県税・市町村税）

※法人格のない団体にあっては、その代表者のもの

(2) 宣誓書【様式2】

(3) 団体概要書【様式3】

※申請を取り下げる場合は、辞退届【様式5】を提出して下さい。

4 選定方法等

前出の選定の基準をもとに下記のとおり豊前市指定管理者選定審議会が審議し、豊前市長に該当施設指定管理者の候補者を答申します。詳細は下記のとおりです。

①募集の周知（市ホームページ）	令和7年 12月25日（木）～
②質問期間【様式4】：FAXのみ	1月 5日（月）～ 1月16日（金）
③質問書の回答予定	1月20日（火）
④申請期間	12月25日（木）～ 1月30日（金）
⑤第1次審査（プレゼン）	2月 5日（木）
⑥その他追加調査（必要に応じ行います。）	随時
⑦候補者の決定	2月中旬

※第1次審査（プレゼン）について、当日、出席審査員が採点した点数の合計が6割に満たない場合は不合格とします。

5 指定管理者の指定

選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、その旨を告示し指定管理者に指定します。また、その旨を告示します。

6 協定の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、管理運営方針に基づいて該当施設の管理に関する協定を締結します。

7 その他指定管理者の留意事項

(1) 行政処分権限の代行及び禁止事項	(2) 事業報告書の作成及び提出
(3) 業務報告の聴取等	(4) 指定の取消し等
(5) 損害賠償義務	(6) 個人情報の取扱い

8 申込・連絡先

豊前市役所

〒828-8501 豊前市大字吉木955番地

電話：0979-82-8085 FAX：0979-82-9165

担当部署

商工観光課 観光物産係

担当 村上 E-mail : kankou@city.buzen.lg.jp